主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人久保木益次郎の上告趣意は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の 上告理由にあたらない。

なお、原判決の是認した第一審判決は、業務上過失傷害の所為につき刑法ニーー条前段(昭和四三年法律第六一号による改正前のもの)、酒酔い運転の所為につき 道路交通法――七条の二第一号を適用し、前者の罪につき禁錮刑、後者の罪につき 懲役刑を選択したうえ、以上は刑法四五条前段の併合罪であるとして、同法四七条 本文により前者の罪の刑に法定の加重をし、結局禁錮四年六月以下で処断している が、右は各罪につき定めた刑の長期の合算額を超える場合であるから、同条但書を 適用し禁錮四年以下で処断すべきであつたにかかわらず、第一審判決がこれを遺脱 し、原判決がこれを看過したのは、法令の適用を誤つたものといわなければならな い。

しかし、記録にあらわれた一切の事情を綜合すると、被告人に対する本件宣告刑が不当に重いものとはいえないから、原判決を破棄しなければ著しく正義に反する ものとは認められない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四四年六月一三日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	飯	村	義	美
裁判官	田	中	=	郎
裁判官	下	村	Ξ	郎

 裁判官
 松
 本
 正
 雄

 裁判官
 関
 根
 小
 郷